

# 「自動車サプライヤー新規事業開発促進事業」実施委託業務 企画提案募集要領

この要領は、「自動車サプライヤー新規事業開発促進事業」実施委託業務を実施するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

(本事業の実施は、令和8年2月議会における令和8年度当初予算の議決を条件とする。)

## 1 業務名

「自動車サプライヤー新規事業開発促進事業」実施委託業務

## 2 業務の目的

本事業は、自動車産業の一大集積地である本県において、電動化やデジタル化などの技術革新やカーボンニュートラル対応など「100年に1度」の大変革期を乗り越えるため、競争力の強化を目指す中小・中堅自動車サプライヤー企業に対し、新規事業の事業化に向けた総合支援プログラムを提供することで、県内の自動車関連企業の更なる発展と競争力の強化を図ることを目的とする。

## 3 業務内容

中小・中堅自動車サプライヤーを対象に、新規事業を創出するための計画策定から計画内容の実行までを伴走支援するプログラムを実施する。

## 4 業務内容の詳細

別添「仕様書」のとおり

## 5 契約条件

### (1) 委託金額限度額

31,065,205 円 (消費税及び地方消費税込み)

### (2) 契約保証金

愛知県財務規則第129条の2により、契約金額の100分の10以上の金額とする。  
ただし、愛知県財務規則第129条の3第3号に該当する場合は、全部又は一部を免除する。

### (3) 契約期間

契約締結日から2027年3月24日(水)まで

### (4) 委託費の対象経費

本業務に係る人件費、講師謝金、交通費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、再委託費、賃借料等 ※詳細については、別紙1の経費支出基準を参照すること。

(5) 委託費の支払条件

精算払いとする。

(6) 支払額の確定方法

業務完了後、実績報告書に基づき検査の上、支払額を確定する。経費には支出を明らかにする帳簿類及び領収書等の証拠書類等を整備し、必要に応じて照合できるようにすること。

(7) その他

企画提案に基づく積算額は契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認められない。なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が積算額と同じになるとは限らない。

## 6 応募資格

応募の資格者は、企業の新規事業開発に関する優れた企画力、技術力、ノウハウ等を持っている法人で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 企画提案書の提出期限において愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと（令和6・7年度の入札参加資格者名簿に登載されている場合）。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (4) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 過去に、企業に対する新規事業開発支援の実績があること。

## 7 応募に関する問合せ

質問がある場合は、2026年3月4日(水)正午まで受け付ける。

問合せは、電子メール（[jisedai@pref.aichi.lg.jp](mailto:jisedai@pref.aichi.lg.jp)）によること。

（件名は「自動車サプライヤー新規事業開発促進事業実施委託業務に関する問合せ」とする。）

質問に対する回答は、次世代モビリティ産業課のWebページに3月6日（金）を目途に掲載する。

※ 企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。

## 8 応募手続等

### (1) 企画提案書の提出

応募者は、以下の書類を作成し、提出すること。ただし、必要がある場合は補足資料の提出を求めることがある。

#### ア 提出書類

(ア) 企画提案書 10部

- ・様式1のとおり

(イ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書・添付書類 1部

- ・別添様式2のとおり

(ウ) 添付書類 各1部

- ・会社パンフレット等、応募者の概要がわかる資料
  - ・定款
  - ・決算報告書（直近2年分）※
  - ・県税の滞納がないことの証明書（直近のもの。）※
  - ・法人税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（直近のもの。）※
- ※令和6・7年度の入札参加資格者名簿に登載されている場合は、不要とする。

#### イ 提出方法

持参又は郵送（配達証明ができるもの。）、若しくは宅配便（手渡ししたことが証明されるもの。）のいずれかとする。

#### ウ 提出期限

2026年3月19日（木）午後5時

郵送・宅配便による提出の場合は、できる限り事前に電話連絡すること。

#### エ 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課自動車産業グループ

電話 052-954-6136（ダイヤルイン）

### (2) 企画提案書類作成上の注意

ア 用紙は、A4縦（横書き、要ページ番号）とする。図表やイメージ図などを記載する場合、A3判の用紙をA4判サイズに折りたたみ挿入することを認める。

イ 左上をホチキス等で1ヶ所とめること。

ウ 企画提案は1事業者1案とする。（複数の事業体で事業を実施する場合は1共同体あたり1案とし、事業実施における責任の所在を明確にしていること。）

エ 提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には原則として応じない。

## 9 企画提案内容（提案項目等）

企画提案書には、次の（1）から（4）の内容について記載すること。

## (1) 事業に関する企画等

### ア 全体方針

基本方針、目的、コンセプト等がわかるものとする。

### イ 事業実施体制及び役割分担

本事業を実施するための組織体制（事業の一部を再委託する場合は、再委託先の体制を含む。）をできる限り詳細に記載すること。また、本業務遂行にあたる総括責任者以下の役割分担、過去の業務経歴を記載すること。

### ウ 事業の実施内容及び実施方法

本事業の実施内容・方法、年間スケジュール等を項目別に詳細に記載すること。新規事業計画の実行支援（フェーズ2）及び新規事業計画の事業化支援（アドバンス）については、助言を受ける専門家や相談体制についてできる限り詳細に記載すること。

### エ 付加提案

事業効果を高める提案等、本事業を更に効果的に実施するために必要となる事項につき、記載すること。

## (2) 経費見積書

事業の実施に係る見積額を内訳がわかるように項目ごとに記述すること。

## (3) その他

直近3年間（2023年度～2025年度）に主催又は受託した類似事業（伴走支援等）の企画・運営に係る実績を記述すること。なお、記載項目は、企画・運営を主催・受託した事業の概要、開催時期、場所、実施規模、主催者、事業金額、受託した業務の具体的な内容等を記述すること。

## 10 提案の審査・選定等

### (1) 選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するため、県が設置する選定委員会において審査を行い選定する。

### (2) 審査方法

提出された企画提案書を始めとする書類（以下「提案書」という。）について、形式審査を行った後、選定委員会において選定する。

ただし、提案書が3件を超える場合は、選定委員会での審査に先立ち、書面による予備審査を行う（選定委員会と同様の基準にて審査）。

審査は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

#### 【選定委員会における審査】

審査は、提案書に基づく書面審査及び原則対面での提案者によるプレゼンテーションにより行う。プレゼンテーションは、1者10分程度、パソコン、プロジェクター等の電子機器の使用は不可とし、説明終了後に質疑応答を5分程度行う。

### (3) 主な選定基準

委託事業者を選定する際のポイントは、以下のとおりとする。

項目	主な内容
全体方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針、コンセプトは事業目的に即して適切か。</li> </ul>
事業の実施体制及び役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施体制（組織体制）は適切か。</li> <li>事業実施及び成果の創出に必要となるノウハウ、ネットワークが構築されているか。</li> </ul>
事業の実施内容及び実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援企業の募集方法は効果的な手法となっているか。</li> <li>本事業の目的を達成するようなプログラムが設計されているか。</li> <li>セミナーは、自動車サプライヤーの集客が見込める企画となっているか。</li> <li>ワークショップは、自動車サプライヤー向け新規事業開発として効果的なものとなっているか。</li> <li>コーディネーターや専門家（外部有識者等）による支援は、支援企業が目指す新規事業創出の方向性に応じて適切な支援を行える手法となっているか。</li> <li>事業の内容・成果が幅広い県内の自動車サプライヤー向けに横展開できるか。</li> </ul>
付加提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業効果を高める付加的な提案がなされているか。</li> </ul>
費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>経費の見積もりは適切か。</li> </ul>
社会的取組	社会的価値の実現に資する取組等 <ul style="list-style-type: none"> <li>IS014001、エコアクション 21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステム認証の有無</li> <li>障害者法定雇用率の達成の有無</li> <li>あいち女性輝きカンパニー認証の有無</li> <li>女性の活躍促進宣言提出の有無 等</li> </ul>

#### (4) 審査結果の通知

審査結果は、2026年3月末（予定）までに全提案者に文書で通知する。なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問い合わせには応じられない。

#### (5) 契約

候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議、調整を行い、協議等が整った上で契約を締結する。ただし、協議等が整わない場合は、次点者が、改めて県と協議等を行うこととする。

なお、選定された候補者の委託業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。

## 1 1 スケジュール（予定）

- ・ 3月4日（水）正午 質問の締切
- ・ 3月19日（木）17時 企画提案の締切
- ・ 3月27日（金）午後 選定委員会開催
- ・ 4月上旬 契約締結、委託業務開始

## 1 2 その他

- （1）企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする。なお、提案された企画提案書は返却しない。
- （2）企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。
- （3）次の各号に該当した場合、企画提案者は失格になる場合がある。
  - ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示事項に違反した場合
  - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合
- （4）応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- （5）この要項に定めるもののほか、選定実施にかかる必要な事項は、愛知県が定める。

## 1 3 連絡・問合せ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課自動車産業グループ

電 話 052-954-6136

メール jisedai@pref.aichi.lg.jp

## 別紙1

### 経費支出基準

- (1) 本業務に係る人件費、講師謝金、交通費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、再委託費、賃借料等
- (2) 対象経費
  - ア 人件費  
コーディネーター、外部専門家及び事業に従事する従業者に支払われる給与等
  - イ 講師謝金  
事業の実施に必要な謝金
  - ウ 交通費  
事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）
  - エ 印刷製本費  
報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費
  - オ 消耗品費  
事業の実施に必要な消耗品費
  - カ 通信運搬費  
事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）
  - キ 再委託費  
一部の事業を再委託する場合の経費
  - ク 賃借料  
事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料
  - ケ その他  
本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費
  - コ 一般管理費  
上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費
  - サ 消費税及び地方消費税  
上記経費に係る消費税及び地方消費税